

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタート 教育・保育、子育て支援のさらなる充実を目指して



▲すべての家庭が安心して子育てをできる環境を目指して

支給認定について

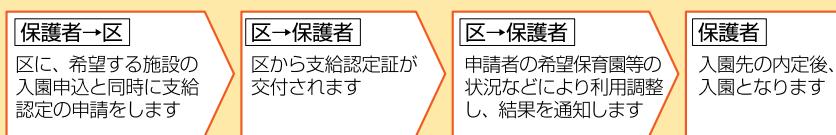
保育園や幼稚園などの入園にあたり支給認定の手続きが必要となります。お子さんの年齢や保護者の就労状況、家庭状況から、区が「保育の必要性」を判断し、支給認定証を交付します。なお、支給認定を受けても定員の関係により入園できない場合があります。

	対象年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
幼稚園等に入園を希望する場合	満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園、認定こども園
認可保育園等に入園を希望する場合	満3歳未満	あり	2号認定	認可保育園、認定こども園(長時間利用)
			3号認定	認可保育園、認定こども園、地域型保育

保育園や幼稚園などの入園手続き

→これまでと手続きや流れは、大きく変わりません。

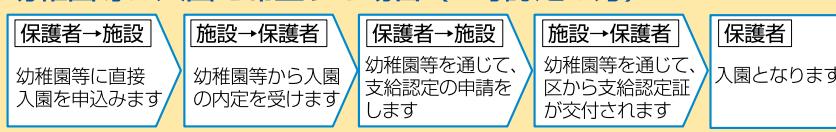
認可保育園等に入園を希望する場合(2号・3号認定の方)



入園申込と同時に支給認定の申請をしていただき、後日、区から支給認定証(2号または3号認定)を交付します。その後、利用調整の結果(入園の可否)を別途通知します。詳しくは、10/24(金)から配布の「平成27年度江東区保育園等入園のしおり」をご覧ください。

認可保育所等は、現行制度の施設と認可保育園や地域型保育に移行する施設に分かれます(移行する施設は2面をご覧ください)。2面に掲載のない施設は、入園手続き等はこれまでと変わりません。詳しくは直接園にお問い合わせください。

幼稚園等に入園を希望する場合(1号認定の方)



区立幼稚園はすべての園が新制度に移行しますが、私立幼稚園は現行制度の園と新制度に移行する園に分かれます。詳しくは、直接園にお問い合わせください。(支給認定証が交付されるのは、新制度に移行する幼稚園等が対象となります。)

また、以下の施設に在園している方については、後日、支給認定の手続きについてご案内します。

○認可保育園、区立幼稚園、新制度に移行する施設

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

この制度は、消費税の増税分を財源とした新たな子ども・子育て支援の仕組みで、各自治体は計画に基づき、保育施設等の整備や地域の子育て支援サービスの充実を図ることで、子育てしやすい環境を整えていくものです。

新制度のポイント

- 保育園などに入園するには、支給認定が必要となります
- 認証保育所などの認可外保育施設は5年をかけて、認可保育園や地域型保育への移行をすすめます
- すべての家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」を推進します

新制度の施設と既存施設の移行

現在の認可保育園、認定こども園、幼稚園に加え、新たに「地域型保育」が創設されます。地域型保育とは少人数で3歳未満児を預かる保育施設で、区が認可を行います。

・認可保育園・認定こども園・幼稚園 ・地域型保育(小規模認可保育園など)

現在の認証保育所などの認可外保育施設について、区では今後5年間をかけて、認可保育園または地域型保育の1つである小規模認可保育園に移行する予定です。

平成27年4月には、認証保育所等7園が認可保育園と小規模認可保育園に移行します。移行する施設については2面をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、次のような地域の子育て支援事業を展開・充実していきます。

- 利用者支援事業・一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児、病後児保育事業など

区の取り組み

(1) 子ども・子育て支援事業計画

新制度に関する条例等を議会に提案するほか、新制度を推進するための「江東区子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。この計画では、平成25年度に実施した意向調査の結果を踏まえ、平成27年度から5年間の教育・保育、地域子育て支援事業の目標事業量を定めます。

(2) 繼続して待機児童解消に努めます

待機児童の状況を十分踏まえながら、認可保育園を中心に施設整備を進めています。

問 新制度に関すること	子育て支援課新制度計画担当 ☎ 3647-8421
保育園入園に関すること	保育課入園係 ☎ 3647-4934
保育施設整備に関すること	保育計画課保育計画係 ☎ 3647-9638
幼稚園・認定こども園に関すること	学務課幼児教育担当 ☎ 3647-9703